

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 裁決の公示の方法による送達電子化

懲戒処分等の審査請求に対する裁決の公示の方法による送達について、現行の防衛省の掲示場に掲示して行うことに加え、一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置により行うことを定める。(第八十一条第三項関係)

2 施行期日等

(1) この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。(附則第一項関係)

(2) この政令の施行に伴い必要となる経過措置について定める。(附則第二項関係)